

委託契約書(案)

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、以下に定める条項によりG I G Aスクール運営サポート事業業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

- 第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。
- (1) 業務の名称 G I G Aスクール運営サポート事業業務
- (2) 業務の内容 G I G Aスクール運営サポート事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（委託契約期間）

- 第3条 委託業務の委託契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

- 第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、 円とする。（※新潟県財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。）

（委託業務の処理方法等）

- 第6条 乙は、仕様書に基づき、委託業務を実行しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

（履行の監督）

- 第7条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。
- 2 乙は、甲から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(完了報告および検査)

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に基づく完了報告書を遅滞なく甲に提出するものとする。

2 甲は、当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、検査に合格したときは委託料の支払請求書を甲に提出する。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰する事由により委託料の支払が約定期間内に行われなかった場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(危険負担)

第10条 委託業務に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6か月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6か月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前条第 1 項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 甲が、前 2 項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は契約金額の 100 分の 10 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで法定率の割合で計算した延滞金及びその支払わない額を、甲の支払うべき契約金額から相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴することができる。

2 前項の不足する額を追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、本契約の履行に当たって知り得た事項又は第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(債権等の譲渡の禁止)

第 14 条 乙は、本契約に基づいて発生する債権若しくは債務を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議及び紛争の解決)

第 15 条 本契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を甲乙の第 1 審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙